

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月29日

【事業年度】 第110期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 東ソー株式会社

【英訳名】 TOSOH CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宇田川 憲一

【本店の所在の場所】 山口県周南市開成町4560番地

【電話番号】 (0834)63-9801

【事務連絡者氏名】 南陽事業所事業所長室次長 田中 公治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝三丁目8番2号

【電話番号】 (03)5427-5123

【事務連絡者氏名】 経営管理室部長 米澤 啓

【縦覧に供する場所】 東ソー株式会社本社
(東京都港区芝三丁目8番2号)

東ソー株式会社大阪支店
(大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目4番9号)

東ソー株式会社名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出いたしました第110期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 第一部 企業情報
 - 第5 経理の状況
 - 2 財務諸表等
 - 重要な会計方針

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

2 【財務諸表等】

【重要な会計方針】

（訂正前）

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 (省略)	1 有価証券の評価基準及び評価方法 (省略)
2 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (省略)	2 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (省略)
3 固定資産の減価償却の方法 (省略)	3 固定資産の減価償却の方法 (省略)
4 引当金の計上基準 貸倒引当金 一般債権の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率に基づく計算額を計上しております。	4 引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (追加情報) 従来、債権償却引当金は対象債権より直接控除し、その金額を注記しておりましたが、当事業年度より貸倒引当金に集約していません。 これにより、従来の方法によった場合と比較して、当事業年度の 投資その他の資産における貸倒引当金及び対象債権がそれぞれ 7,287万円増加しております。 (後略)
(後略)	(後略)

(訂正後)

<p>前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 (省略)</p> <p>2 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (省略)</p> <p>3 固定資産の減価償却の方法 (省略)</p> <p>4 引当金の計上基準 貸倒引当金 一般債権の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率に基づく計算額を計上しております。</p> <p>(後略)</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 (省略)</p> <p>2 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (省略)</p> <p>3 固定資産の減価償却の方法 (省略)</p> <p>4 引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (追加情報) 従来、債権償却引当金は対象債権より直接控除し、その金額を注記しておりましたが、当事業年度より貸倒引当金に集約しております。 これにより、従来の方法によった場合と比較して、当事業年度の 投資その他の資産における貸倒引当金及び対象債権がそれぞれ 7,287百万円増加しております。</p> <p>(後略)</p>